

国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 新しい学校給食センターの開設に伴い、位置、名称、設置目的等を変更するため、条例の一部を改正するものである。

国立市立学校給食センター設置条例の一部を改正する条例案

国立市立学校給食センター設置条例（昭和43年4月国立市条例第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

くにたち食育推進・給食ステーション設置条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第 1 条 将来にわたって全ての児童生徒に安心安全で栄養バランスの取れたおいしい給食を継続して提供するとともに、顕在化する食に関する課題の解決並びに子どもたちの健やかな成長及び市民の食を通じたより豊かな生活の実現に貢献するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、くにたち食育推進・給食ステーション（以下「給食ステーション」という。）を設置する。

第6条を第7条とする。

第5条第1項を次のように改める。

学校給食の運営について適切な実施を図るため、国立市学校給食運営審議会（以下「運営審議会」という。）を設置する。

第5条第2項中「管理運営事項」の次に「その他必要な事項」を加え、同条を第6条とする。

第4条を次のように改める。

（事業）

第4条 給食ステーションは、次の事業を行う。

- （1） 国立市立小学校及び国立市立中学校の学校給食に係る物資の調達、調理及び輸送に関する事業
- （2） 食育に関する事業
- （3） 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めた事業

第4条を第5条とする。

第3条中「給食センター」を「給食ステーション」に、「所長」を「施設の長」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出しを「（管理運営）」に改め、同条中「国立市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）」を「給食ステーション」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（位置）

第2条 給食ステーションの位置は、次のとおりとする。

国立市泉1丁目3番地6

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の第5条第3項の規定により運営審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、改正後の第6条第3項の規定により国立市学校給食運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。

（国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改

正)

3 国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第35号を次のように改める。

(35) 学校給食運営審議会委員

別表第2職名の欄中

「給食センター運営審議会委員」を「国立市学校給食運営審議会委員」に改める。